

西宮市保育料滞納処分執行停止取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所保育料（以下「保育料」という。）の徴収事務を効率的に処理するため、滞納処分の執行停止に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(滞納処分の執行停止)

第2条 保育料の滞納者について、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納繰越分であって、滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによって生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けさせるおそれがあるとき。
- (3) 滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(執行停止の取り消し)

第3条 前条各号の規定により滞納処分の執行を停止した後、三年以内に、その停止に係る滞納者について同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。